添付資料④

政令第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項から第五項まで、第六条第二項第四号、第十五条第一項ただし書、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「（８）」を「（８）の１の項」に改め、同条第三号中「別表第一の表二の第二の（５）の１の項、２の項及び４の項、（９）の１の項、（10）の２の項、（11）、（14）、（19）、（24）、（25）、（32）の２の項、（34）の１の項、（36）、（37）、（43）並びに（44）」を「別表第一の表二の第二の（８）の２の項、３の項及び５の項、（12）の１の項、（14）の２の項、（15）、（19）、（20）の１の項、（24）、（29）、（30）、（31）、（39）の２の項及び４の項、（42）の１の項、（44）、（45）、（48）の２の項、（51）並びに（52）」に改める。

別表第一の表一の第一の一のホの（２）中１の項を削り、２の項を１の項とし、同表の第一の一のチの（３）中４

の項を削り、５の項を４の項とする。

別表第一の表二の第一の一のロの（1）中２の項を３の項とし、１の項の次に次の一項を加える。

2	*Pteropus dasymallus dasymallus*（エラブオオコウモリ）

別表第一の表二の第一の一のロに次のように加える。

（2）　ひなこうもり科	
1	*Murina ryukyuana*（リュウキュウテングコウモリ）
2	*Myotis yanbarensis*（ヤンバルホオヒゲコウモリ）

別表第一の表二の第二の一中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　みずなぎどり目	
（1）　うみつばめ科	
1	*Oceanodroma castro*（クロコシジロウミツバメ）
（2）　みずなぎどり科	
1	*Puffinus bryani*（オガサワラヒメミズナギドリ）

別表第一の表二の第一の三のイの（1）中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次の一項を加える。

3	*Goniurosaurus kuroiwae sengokui*（ケラマトカゲモドキ）

別表第一の表二の第一の四のイの（1）に次の一項を加える。

6	*Odorrana utsunomiyaorum*（コガタハナサキガエル）

別表第一の表二の第一の四のロの（1）中5の項を6の項とし、4の項の次に次の一項を加える。

5	*Hynobius tosashimizuensis*（トサシミズサンショウウオ）

別表第一の表二の第一の五のイの（1）中1の項を3の項とし、同項の前に次の二項を加える。

1	*Cobitis striata hakataensis*（ハカタスジシマドジョウ）
2	*Cobitis takenoi*（タンゴスジシマドジョウ）

別表第一の表二の第一の五に次のように加える。

ロ　はぜ亜目
（1）　はぜ科

1	*Gymnogobius nakamurae*（ヨシノハゼ）

別表第一の表二の第一の六のイの(８)に次の一項を加える。

2	*Oryctes hisamatsui*（ヒサマツサイカブト）

別表第一の表二の第一の六の二の(４)に次の一項を加える。

2	*Rhyothemis severini*（ハネナガチョウトンボ）

別表第一の表二の第一の八のイ中(１)を(３)とし、その前に次のように加える。

（１）	ぬまえび科
1	*Paratya boninensis*（オガサワラヌマエビ）
（２）	すながに科
1	*Paraleptuca boninensis*（オガサワラベニシオマネキ）

別表第一の表二の第二中(44)を(52)とし、(41)から(43)までを(49)から(51)までとし、同表の第二の(40)に次の一項を加える。

2	*Triumfetta procumbens* var. *glaberrima*（ケナシハテルマカズラ）

別表第一の表二の第二中(40)を(48)とし、(34)から(39)までを(42)から(47)までとし、(33)を(40)とし、その次に次のように加える。

(41)　あかね科	
1	*Randia sinensis*（ヒジハリノキ）

別表第一の表二の第二中(32)に次の二項を加える。

3	*Ranunculus pygmaeus*（ケモマキンポウゲ）
4	*Thalictrum uchiyamae*（ムラサキカラマツ）

別表第一の表二の第二中(32)を(39)とし、(31)を(37)とし、その次に次のように加える。

(38)　いのもとそう科	
1	*Pteris formosana*（タイワンアマクサシダ）

別表第一の表二の第二中(30)を(36)とし、同表の第二の(29)に次の一項を加える。

3	*Tomophyllum sakaguchianum*（キレハオオクボシダ）

別表第一の表二の第二中(29)を(35)とし、(26)から(28)までを(32)から(34)までとし、(25)を(30)とし、その次に次のよう

に加える。

	(31)　いね科
1	*Piptatherum kuoi*（イネガヤ）

別表第一の表二の第二中(24)を(29)とし、(23)を(28)とし、同表の第二の(22)中29の項を30の項とし、23の項から28の項までを一項ずつ繰り下げ、22の項の次に次の一項を加える。

23	*Peristylus lacertifer*（タコガタサギソウ）

別表第一の表二の第二中(22)を(27)とし、(17)から(21)までを(22)から(26)までとし、同表の第二の(16)に次の一項を加える。

2	*Fritillaria kaiensis*（カイコバイモ）

別表第一の表二の第二中(16)を(21)とし、同表の第二の(15)中２の項を４の項とし、１の項を３の項とし、同項の前に次の二項を加える。

1	*Crotalaria uncinella*（エダウチタヌキマメ）
2	*Intsia bijuga*（タシロマメ）

別表第一の表二の第二中(15)を(20)とし、(12)から(14)までを(17)から(19)までとし、(11)を(15)とし、その次に次のように加える。

(16)　ふうろそう科	
1	*Geranium shikokianum* var. *yoshiianum*（ヤクシマフウロ）

別表第一の表二の第二中(10)を(14)とし、(9)を(12)とし、その次に次のように加える。

(13)　ほしくさ科	
1	*Eriocaulon seticuspe*（ヒュウガホシクサ）

別表第一の表二の第二の(8)中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次の一項を加える。

4	*Polystichum lonchitis*（ヒイラギデンダ）

別表第一の表二の第二中(8)を(11)とし、(7)を(10)とし、(6)を(9)とし、同表の第二の(5)中5の項を6の項とし、2の項から4の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	*Aster asagrayi* var. *walkeri*（ヨナクニイソノギク）

別表第一の表二の第二中(5)を(8)とし、(4)を(6)とし、その次に次のように加える。

（7）	すいかずら科
1	*Lonicera kurobushiensis*（クロブシヒョウタンボク）
2	*Lonicera uzenensis*（ウゼンベニバナヒョウタンボク）
3	*Triosteum pinnatifidum*（ホザキツキヌキソウ）

別表第一の表二の第二中（3）を（5）とし、（2）を（4）とし、同表の第二の（1）中13の項を14の項とし、7の項から12の項までを一項ずつ繰り下げ、6の項の次に次の一項を加える。

7	*Arisaema kawashimae*（トクノシマテンナンショウ）

別表第一の表二の第二中（1）を（3）とし、その前に次のように加える。

（1）	おもだか科
1	*Sagittaria natans*（カラフトグワイ）
（2）	ばんれいし科
1	*Polyalthia liukiuensis*（クロボウモドキ）

別表第二の表二の第一の二のへの（3）の5の項中「、*Falco peregrinus furuitii*（シマハヤブサ）」を削

る。

別表第三の第一中(12)を(15)とし、同表の第一の(11)に次の一項を加える。

3	*Thalictrum uchiyamae*（ムラサキカラマツ）

別表第三の第一中(11)を(14)とし、(8)から(10)までを(11)から(13)までとし、同表の第一の(7)に次の一項を加える。

2	*Fritillaria kaiensis*（カイコバイモ）

別表第三の第一中(7)を(10)とし、(6)を(8)とし、その次に次のように加える。

(9)　ふうろそう科	
1	*Geranium shikokianum* var. *yoshiianum*（ヤクシマフウロ）

別表第三の第一中(5)を(6)とし、その次に次のように加える。

(7)　ほしくさ科	
1	*Eriocaulon seticuspe*（ヒュウガホシクサ）

別表第三の第一中(4)を(5)とし、同表の第一の(3)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	*Aster asagrayi* var. *walkeri*（ヨナクニイソノギク）

別表第三の第一中（３）を（４）とし、（２）を（３）とし、同表の第一の（１）中９の項を10の項とし、６の項から８の項までを一項ずつ繰り下げ、５の項の次に次の一項を加える。

6	*Arisaema kawashimae*（トクノシマテンナンショウ）

別表第三の第一中（１）を（２）とし、その前に次のように加える。

（１）　おもだか科	
1	*Sagittaria natans*（カラフトグワイ）

附　則

（施行期日）

１　この政令は、平成三十一年二月六日から施行する。

（経過措置）

２　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうちこの政令による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げられていないものに係

る特定国内種事業を行っている者に対する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「行おうとする者」とあるのは「行っている者」と、「あらかじめ」とあるのは「平成三十一年三月七日までに」とする。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。